

平成21年2月13日

## 平成19年度 金沢大学の動物実験等の実施状況に関する点検及び評価について

金沢大学では、動物実験委員会において平成19年度の本学における動物実験等の実施状況などについて点検・評価を行いました。その結果、全体的には概ね「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(文部科学省告示第七十一号。以下「基本指針」という)に適合していましたが、一部に改善の余地が認められたところです。それらについては具体的な改善の方針を立てた上で、今後もさらなる動物実験の適正化に向けて取り組んでまいります。

なお、点検の項目及びその評価、また浮かび上がった主な課題とその改善の方針は以下のとおりです。

### ・ 規程及び体制等の整備状況について

#### 1. 学内規程について

動物実験等に関する学内の諸規程は基本指針に適合し策定されている。

#### 2. 動物実験委員会について

動物実験委員会は基本指針に示された有識者により構成して設置されており、必要な業務を実施している。

#### 3. 動物実験の実施体制について

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制は、基本指針に適合して整備されている。

#### 4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制について

安全管理に注意を要する動物実験(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、物理的・化学的に危険な動物実験、飼育環境の保全等)の実施体制は、概ね整備されている。ただし、平成19年度はBSL2以上の感染実験は実際には実施されなかったものの、感染動物実験については管理体制が十分に整備されていないため、感染実験を行う飼養保管施設の管理者等は、安全管理を徹底するよう指導する必要がある。

#### 【評価を受けて、その後に執った対応】

学際科学実験センター感染動物実験室に管理担当者を設置し、安全管理を徹底する体制を整えた。

#### 5. 実験動物の飼養保管の体制について

実験動物の飼育保管体制は適正に整備されているが、設置承認されていない場所で実験動物が飼養または一時保管されることのないよう、改めて動物実験規程の学内への周知徹底を行うことが望ましい。

#### 【評価を受けて、その後に執った対応】

平成21年1月16日付で、承認のない場所での実験動物の飼養・一時保管は一切認められない旨の学内通知を行った。

## II. 実施状況について

### 1. 動物実験委員会について

動物実験委員会は、基本指針に適合し学内規程に定めた機能を果たしている。

### 2. 動物実験の実施状況について

動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告は、概ね適正に実施されているが、一部に改善すべき点がある。

問題点の一つ目は、動物実験申請の審査において、審査委員の意見がどのように審査に反映されたのか、また、条件を付して承認した計画に対して加えられた修正を十分に把握できない場合があったことである。これについては、審査委員の各意見に対して行った対応を審査委員に報告する体制を整える必要がある。

二つ目は、未承認計画（不備を指摘された計画を含む）について、申請者がその後、再提出等の対応を取っていない事例があったことであり、未承認の実験計画は放置することなく、申請の取り下げや再申請などにより、手続を完結させるよう申請者を指導する必要がある。

#### 【評価を受けて、その後に執った対応】

一つ目の、動物実験計画申請の審査において、審査意見の反映具合等を審査委員が十分に把握できないということに対して、各意見に対して行った対応を電子メールで審査委員に報告する体制を整えた。

二つ目の、動物実験計画において手続き不備があった場合の申請者への指導に関しては、平成20年度も該当計画に対しては引き続き行っていた。

### 3. 安全管理を要する動物実験の実施状況について

遺伝子組換え動物実験、感染動物実験、物理的・化学的に危険な動物実験等は、概ね安全に実施されているが、感染の危険のあるヒト由来材料を扱う実験の安全管理に対する取り決めがなされていなかった。なおこれについては、平成20年度の動物実験委員会において、「動物実験計画の申請及び実施結果の報告要領」の改訂を行い、同実験を行う際の安全管理の取り決めについて明確にしたので、現在は改善している。

### 4. 実験動物の飼養保管状況について

飼養保管は、飼養保管手順書等により概ね適正に行われている。

ただし、一部の部局共用施設で微生物検査を実施していないマウスを導入したためにMHVによる大規模感染事故が発生し、それが他施設にも拡大した結果、甚大な被害が発生した。

二度と感染事故を起こさないよう、その防止のために、各飼養保管施設の管理運用体制や規則の強化・改善・改訂（定期的に微生物感染検査を実施するなど）、管理者と実験動物管理者（担当者）及び実験動物管理者間の連携の強化などが重要であり、学内への周知徹底が必要である。

また感染事故などの不測の事態を防止する上でも利用状況報告書による施設管理状況の把握は非常に重要であるので、申請書記入要領を拡充するなど、管理運用体制などについてより詳細な報告を求めることも必要である。

#### 【評価を受けて、その後に執った対応】

平成21年1月16日付で、感染事故防止のための対策について、学内に通知した。

また、平成21年3月18日付で「飼養保管施設設置申請書・飼養施設外実験室設置申請書記入要領」を一部改訂し、飼養保管施設利用状況報告書に係る記載内容を充実化した。

#### 5．施設等の維持管理の状況について

飼養保管施設は概ね適正に維持管理されているが、一部施設からは、施設・設備の維持管理上の問題や修理・改修の必要性があるものの具体的な改善計画の見通しが立っていないとの報告もなされている。法人としての認識が必要と考えられるが、動物実験を適正に実施するためには、設置要件を満たさなくなった小規模施設に対しては、施設の廃止・他施設の利用を含めた指導を行う必要がある。

#### 6．教育訓練の実施状況について

教育訓練は実施されているが、学際科学実験センターが行う実験動物研究施設の新規利用者講習を教育訓練としており、実験動物研究施設以外の飼養保管施設の利用方法の講習が実施されているわけではない。また、各飼養保管施設の規則等の周知についても、一部施設以外では記録の有無を含めて実態の把握がされていない。

そのため、実験動物研究施設以外の飼養保管施設についても、適宜各施設の使用方法に関する講習を開催して受講者名簿を提出するよう指導する必要がある。また、宝町地区においてのみ開催されている講習についても、平成22年に予定されている実験動物研究施設の角間分室設置にあわせて角間地区による開催を検討する必要がある。

#### 【評価を受けて、その後に執った対応】

平成21年1月16日付通知で、全飼養保管施設に対して、教育訓練の実施とその実施記録の提出を求めた。

(以下の資料集は省略)